

第1回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成24年10月3日（水）19:00～20:30

■場 所：山王パークタワー6階 消費者委員会大会議室
（東京都千代田区永田町2-11-1）

■出席者（敬称略、50音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：畑村洋太郎

委員長代理：松岡猛

委員：片山登志子、中川丈久、細田聡、松永佳世子、丸井英二

<消費者庁>

阿南長官、松田次長、草桶審議官、服部総務課長、宗林消費者安全課長、
金児事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者庁長官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員紹介
4. 委員長互選
5. 消費者安全調査委員会の今後の運営について
 - ・消費者安全調査委員会運営規程について
 - ・部会と専門調査会の設置について
 - ・事故等原因調査等の申出書の様式について
 - ・事故等原因調査等の対象の選定指針について
 - ・警察庁との取り決めについて
6. その他
7. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 消費者庁長官挨拶
3. 消費者安全調査委員会委員紹介
各委員が自己紹介を行った。

4. 委員長互選

委員の意見が一致し、畑村委員が委員長に互選された。

(委員長挨拶)

畑村委員長が委員長就任の挨拶を行った。

- ・ 事故の本質をとらえるために、どの視点からどれだけのことを考えたらいいかという、未知のことにチャレンジしないといけない。
- ・ 事故やいろいろなトラブルに苦しんでいる人の視点を入れて物事を見ないと、本当のことは見えないと思う。
- ・ 丁寧にこの仕事をやるしかない。委員、事務局、報道機関の方々、みんなと一緒に、なぜ事故が起こったのかということだけではなくて、被害を受けた人がどんなふうにそれを捉えていて、どのような苦しい場所にいるのかということ、その人たちの立場に立って考えていきたいと思うので、是非、協力していただきたい。

(委員長代理の指名)

畑村委員長が委員長代理として松岡委員を指名した。

5. 消費者安全調査委員会の今後の運営について

(1) 消費者安全調査委員会運営規程について

原案どおり決定。特段の意見なし。

(2) 部会と専門委員会の設置について

(事故調査部会設置規程(案)について)

原案どおり決定。特段の意見なし。

(製品事故情報専門調査会設置規程(案)について)

原案どおり決定。

(委員からの主な意見)

- ・ 製品起因でない、誤使用だとして原因究明が十分なされていない事故が、かなりの数存在すると思う。消費者は十分な調査の上で製品起因かどうかの判断をすべきとの期待を強く持っている。専門調査会での議論をこの委員会にも報告し、十分議論できるようにすべきである。
- ・ 直接の原因だけでなく、背景要因とか間接要因とかを適切に認識して事故を見ていくべき。

(3) 事故等原因調査等の申出書の様式について

一部を修正して決定。

(委員からの主な意見)

- ・ 5ページ留意事項の2つ目の●は申出者にとって、よりわかりやすく修正すべき。

※ 申出書の様式及び記入例の5ページの下方、留意事項の2つ目の●は以下のようになった。

- 個人の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除いた申出内容の概要を、生命身体事故等の再発防止・拡大防止のため、消費者安全調査委員会又は消費者庁が、事故報告書以外でも公表する場合があります。事故報告書以外での公表を望まれない方はお申し出ください。

(4) 事故等原因調査等の対象の選定指針について

原案どおり決定された。

(委員からの主な意見)

- ・ 選定指針に挙げられている6つの要素は、and で考えるのではなく or だと思った方が良い。
- ・ 全ての条件をみたしていない事案、少数の条件しかみたしていない事案であっても、その程度が重大であったら対象とするという柔軟な対応ができるよう、「or」と「総合的に」は重要。

(5) 警察庁との取り決めについて

事務局から警察庁との取り決め文書の案及び警察庁との調整の状況を報告。

6. その他 (フリートーキング)

(事案選定に関して)

- ・ できる限り多くの事故を調査するという要請と、十分に事故調査を行うという要請との兼ね合いが、重要な課題である。
- ・ 事案選定においては、1件1件の規模は小さくても多発しているものにも注目すべき。また、解決可能性という要素も1つの考慮要素になるのではないか。

(事故等原因調査等に関して)

- ・ 被害者からの聞き取りが重要。そのために、被害者にも原因究明の理解と協力を求めることが必要。
- ・ 事業者も含めて、原因究明や再発防止に取り組める仕組みが必要。
- ・ 具体的な生活環境の中で消費者がどのように使用したのか、という視点が重要。

- ・真実を明らかにして、違うことで悩んでいる被害者等の悩みを解消してあげることも重要な役割である。

(情報提供に関して)

- ・議事概要を利用して、適切な範囲で情報を公表することも検討すべき。
- ・消費者の情報提供に関する期待に応えることと事故調査を適正に実施することとの兼ね合いが課題である。

- 本日の議事要旨と資料1から7まで、参考資料1から5までを後日ホームページ等で公表することを決定。

7. 閉会

以上